

取手市立宮和田小学校 いじめ防止基本方針(概要)

いじめとは

「取手市みんなでいじめをなくすための条例」より

いじめとは、子どもと一定の人的関係にある者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。



いじめ防止への基本理念

「いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということ、並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応のための取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

いじめを許さない学校づくりのために

「一人ひとりが目標を持ち、
チャレンジできる子を育てる」

- ★お互いに認め合おう
- ★相手の気持ちを考えよう

☆学年・学級経営の充実

- ・認め合い、励まし合う支持的風土の創出
- ・Q.U、学校生活アンケートでの実態把握
- ・子どもの意見を大切にした教師の関わり
→こども基本法を生かす

☆思いやりを育てる道徳教育の充実

- ・道徳の時間や道徳コーナーの充実、
- ・「SOSの出し方教育」の実施

☆「わかる・できる」授業づくり

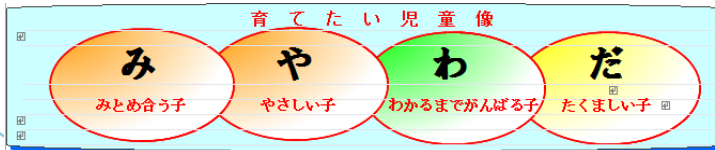
- ・ユニバーサルデザインや生徒指導の視点を大切に授業づくり
- ・表現する力【しっかり聴いて正しく話す】の育成、学習規律の確立【礼、環境】

☆児童主体の活動の充実(自己肯定感・自己有用感)

- ・主体的な活動を促す特別活動、学級活動
- ・一致団結できる学校行事

☆発達支持的な生徒指導の推進

- ・いじめ未然防に係る取組の意図的・計画的実践
- ・あいさつ運動 ・黙働清掃



いじめに対する認識や気づきへの対応

☆教師と児童の普段の関わり

- ・児童の日々の変化に気付く関わり【勘の目】
- ・チーム指導（ブロック間で授業交換）
→多面的・多角的視点で子どもを理解する

☆教育相談部会

- ・組織で情報を共有し、仲間のよりよい生活を支援するための定例会（月2回）。

☆いじめ防止対策委員会

- 【定例会】【月例会】【臨時会】
- ・【定例会】週1回 【月例会】月1回
【臨時会】いじめ発見時

☆学校生活やいじめのアンケート (毎月月末・随時)

☆家庭及び地域、関係機関等との連携

- ・保護者との定期的な面談及び相談があった場合の随時面談
- ・市関係機関、児童相談所、警察との連携

いじめを認知した場合の適切な対応

☆チーム【組織】で取り組みます。

☆丁寧な指導をします。

- ・いじめられた児童、保護者に対して
- ・いじめた児童、保護者に対して

☆関係機関との連携を図ります。

【相談体制】

- ◆宮和田小学校
TEL 0297(83)1138
- ◆取手市教育総合支援センター
TEL 0297(63)4755
- ◆取手市いじめ対策推進室
TEL 0297(63)2537
- ◆取手市子育て支援課・教育委員会指導課
TEL 0297(74)2141
- ◆いじめ解消サポートセンター
TEL 029(823)6770
- ◆取手市青少年センター
0297(72)8080
- ◆子どもの教育相談
0296(78)2333
- ◆生徒指導相談室
029(823)677
- ◆子どもホットライン(24時間)
TEL 029(221)8181